

参考資料 4

医行為分類における留意点(たたき台)

- 看護業務実態調査における調査項目（203項目）は、調査記入者の負担等を勘案して簡略な項目となっていることから、検討にあたって「行為の概要」を明確にした上で、
 - ・複数の行為群を含む項目については、分割して検討する
 - ・行為の範囲が重複する行為群はまとめて検討することとする。
- 「行為の概要」及び「特定行為を実施する上での標準的な場面（以下「標準的な場面」という）」で示される行為の範囲や実施される状況により「技術的な難易度」「判断の難易度」「総合評価」が異なってくるものがあることから、「行為の概要」で明確に行為の範囲を示し、「標準的な場面」で看護師が行為を実施する具体的な状況を示すことが重要である。
- 「試行事業における実施状況」において、養成調査試行事業及び業務試行事業でまったく実施されていない行為については、その行為の難易度や看護師による一般的な実施状況等を踏まえて検討し、現時点での検討材料が十分でなければ更に検討を要するもの（D：更に検討が必要）として整理する。
 - ※検討を行い分類した例
 - 行為番号 127 「手術時の臓器や手術機器の把持及び保持（気管切開等の小手術助手）
 - 総合評価「C：一般の医行為」に分類
- 「現行法令による位置づけ」において、他職種が「診療の補助として」実施できると整理されている行為については、法令上の整理だけでなく、その行為の難易度や看護師による一般的な実施状況等を踏まえて検討する。
 - ※検討を行い分類した例
 - 行為番号 18「腹部超音波検査の実施」
 - 総合評価「B1：行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの」又は「B2：行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの」に分類
- 総合評価「E：医行為に該当しない」と分類される行為については、単に専門的な知識を持たなくても実施される行為のみならず、医師と協働して実施することが前提の行為であるため医行為とは分類されないが、各々の医療関係職種の高い専門性に基づいて実施すべきものも含まれている。
- また、看護師が実施する療養上の世話も、総合評価では「E：医行為に該当しない」に分類されるが、その実施に際して看護師は治療方針等を踏まえ、医学及び看護の専門知識に基づいて実施すべきである。
- 能力認証を受けた看護師については、その高い臨床実践能力に基づき患者の状態を総合的かつ継続的に把握・評価する看護師の職能を基盤として、幅広い医行為を含む看護業務を実施すること等が期待されており、今般実施している医行為分類の対象はその期待される業務の一部であり、カリキュラム等を検討する際には医行為以外の行為・業務についても勘案して議論を行うことが重要である。